

1/6 星期

敦賀三人殺害懲役18年

完全な責任能力認めらる

敦賀市の自宅で、義父母と夫の三人を殺害したとして、殺人罪に問われた岸本

政子被告（女）の裁判員裁判の判決公判が五日、福井地裁であった。河村宣信裁判長は、岸本被告には完全な

責任能力があつたとして、懲役十八年（求刑懲役二十年）を言い渡した。関連（19）面

岸本被告は三人を介護しており、事件当時は介護のストレスから適応障害を発症していた。公判では、責

任能力への影響が争点となつた。判決理由で河村裁判長は、岸本被告が犯行に至った原因を「介護の負担と

いう環境要因が大きく、他人に頼らず迷惑を掛けない性格も影響している」と指摘。犯行前後の行動が一貫して合理的であり「適応障害の影響は限定的」と結論づけ、心神耗弱とした弁護側の主張を退けた。

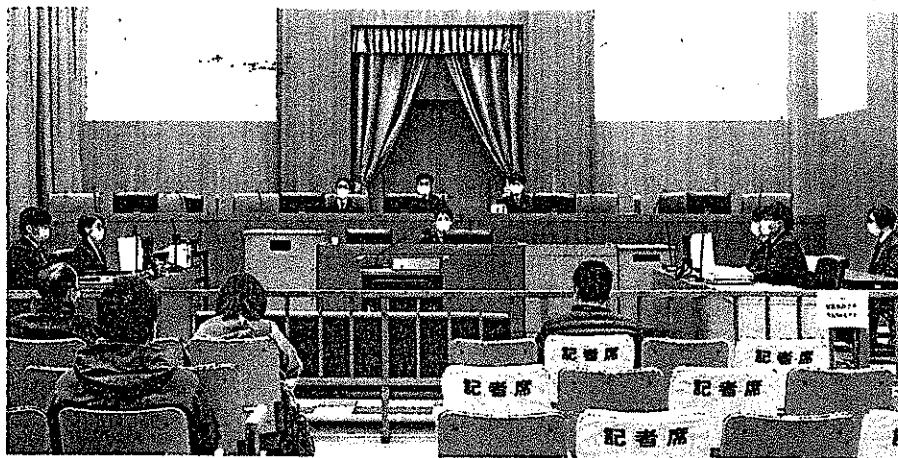
に三人が殺害された事件と比べ「明らかに軽い量刑が相当」と指摘した。

判決を受け、弁護側は「岸本被告や家族の意向を考慮して、控訴するかどうか判断したい」とした。

判決文などによると、岸本被告は二〇一九年十一月十七日未明、義父の岸本芳雄さん＝当時（53）＝と義母志のぶさん＝同（55）＝、夫太喜雄さん＝同（50）＝の三人の首をタオルで絞めて殺害した。

1/6

介護 支えがあれば…



岸本被告の裁判員裁判の判決公判があった福井地裁=5日（代表撮影）

敦賀3人殺害懲役18年判決

5日、敦賀市の自宅で夫と義父母を殺害したとして殺人罪で懲役十八年の判決を言い渡された岸本政子被告(47)の福井地裁の公判では、被告が三人の介護で疲弊していく状況が明らかになつた。被告を精神鑑定した医師からは「（周囲が）深く介入すべきだった」との言葉も。介護者を支えるための条例を制定した自治体もあり、識者は「負担の早期発見のため調査が急務だ」と訴える。=●面参照

精神鑑定の医師「行政深く介入を」

敦賀市で介護疲れを契機として起きた殺人事件の裁判員裁判で裁判員を務めた三人が閉廷後、福井地裁で会見した。裁判員らは「本当にこの判決でいいのか悩んだ」「（連日の審理は）かなりしんどかった」などと率直な思いを語った。

五十年代男性は量刑を決める上で「これでいいのかと思いつつ苦しい胸の内を語った。岸本被告が三人の介護を一手に担つていた」とついて「ものすごく変な」と感じた」と語る。

裁判員が思ひ語る

方で、三人もの命が奪われた悲惨な事件に「なかなか考えがまとまらなかつた」と心境を吐露した。

別の五十年代の男性は最初は軽い気持ちだったと話すものの、公判が連日続き「経験したことがないことに携わり、ナーバスな気持ちになつた」と話した。

女性は「正直さうなのかななどいう気持ちもあったが、裁判員を経験していろいろなことを考えさせられた」と振り返った。

この判決でいいのか悩んだ

介護生活は三年以上続いた。裁判員は「より専門的な病院に行くよう勧められたが『三人を

きりやねえよ』義父母の寝室に隣接する部屋のソファで眠つた。

これまでの公判によるところ、夫が会長だった建設会社に勤めていた岸本被告は、午前一時半に起きて洗濯や三人の体調に合った食事を準備。夜はいつも起きられるよめ義父母の寝室に隣接する部屋のソファで眠つた。

「これまでの公判によるところ、夫が会長だった建設会社に勤めていた岸本被告は、午前一時半に起きて洗濯や三人の体調に合った食事を準備。夜はいつも起きられるよめ義父母の寝室に隣接する部屋のソファで眠つた。

これまでの公判によるところ、夫が会長だった建設会社に勤めていた岸本被告は、午前一時半に起きて洗濯や三人の体調に合った食事を準備。夜はいつも起きられるよめ義父母の寝室に隣接する部屋のソファで眠つた。

これまでの公判によるところ、夫が会長だった建設会社に勤めていた岸本被告は、午前一時半に起きて洗濯や三人の体調に合った食事を準備。夜はいつも起きられるよめ義父母の寝室に隣接する部屋のソファで眠つた。

これまでの公判によるところ、夫が会長だった建設会社に勤めていた岸本被告は、午前一時半に起きて洗濯や三人の体調に合った食事を準備。夜はいつも起きられるよめ義父母の寝室に隣接する部屋のソファで眠つた。